

## 新潟市「にいがた2kmシェアサイクル」導入及び運営事業 仕様書

### 1. 事業名

新潟市「にいがた2kmシェアサイクル」導入及び運営事業

### 2. 趣旨

まちなかの回遊性向上や脱炭素、三密回避などを目的に、「にいがた2km」エリア周辺にシェアサイクルを導入する。

### 3. 基本方針

#### (1) 対象者

市民及び来訪者を対象とする。

#### (2) 対象エリア

新潟駅から万代、万代島、古町区間を中心とする「にいがた2km」エリアを基本として、周辺の交通結節点等を含めたエリアとする。(別図1参照)

#### (3) 運営方式

事業の運営は、運営事業者(以下「事業者」という。)が行うものとし、新潟市は実施主体として、サイクルポート用地の確保や、施設・機器の導入に係る費用負担、事業運営等に関して一定の費用負担を行う、公設民営の運営形態とする。

### 4. 事業期間

事業期間は、協定締結日から令和9年3月31日まで

営業期間は、令和4年9月1日から令和9年3月31日まで

### 5. 役割分担

#### (1) 新潟市の役割

- 1) 実施主体(施設・機器の所有者)
- 2) 新潟市「にいがた2kmシェアサイクル」導入及び運営事業全体の総括
- 3) 新潟市が候補地として指定するサイクルポート用地の確保(使用承認・占有手続き含む)
- 4) 市報・区だより、市HP・SNS等による市民への広報

#### (2) 事業者の役割

- 1) 運営主体
- 2) 施設・機器(電動アシスト付き自転車150台、サイクルポート30箇所)の導入、維持管理と事業終了後の原状回復※<sup>1</sup>

- 3) 事業の運営（利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、利用者からの問い合わせ、苦情対応等）
- 4) サイクルポート周辺の違法駐輪対策
- 5) 事業周知、利用促進に向けた広報
- 6) 各種データの収集、整理、新潟市への報告
- 7) G P S データを活用した利用実態調査、分析、事業提案（新潟市別途負担）
- 8) 満足度や交通行動の変化等に関する利用者アンケート調査（新潟市別途負担）
- 9) 計画書作成、結果報告

※1 施設・機器（電動アシスト付き自転車 150 台、サイクルポート 30 箇所）の導入については新潟市が費用負担及び所有し、運営を事業者が行う公設民営の運営形態とする。ただし、事業者が追加で提案する自転車やサイクルポートに係る施設・機器については、原則、事業者が費用負担し、事業者の所有物とする。

## 6. 事業規模

### (1) サイクルポート（貸出・返却場所）の配置

- ・令和4年度においては、新潟市の指定する30箇所（別図1参照）に、事業者がサイクルポートを設置するものとする。ポートの詳細な位置は、新潟市が、土地所有者、各管理者等と調整の上決定する。なお、この新潟市が指定する候補地の使用に関し、使用料等は発生しない。
- ・新潟市の指定する候補地について、施設・機器の設置範囲内に構築物や植栽等がある場合は、事業開始までに新潟市が調整のうえ撤去する。
- ・利便性と収益性の向上のため、事業者の責任をもって、指定ポート以外の民有地等にサイクルポートを設置することも可とする。ただし、その場合は新潟市と事前協議の上、新潟市が承諾する場合において、土地所有者等の承諾等、必要な調整を協働で行うこととする。

### (2) 自転車の台数

令和4年度においては、電動アシスト機能付でG P S機能が搭載された車両を150台導入するものとする。G P S機能の搭載は、車両にG P Sロガーを後付けすることでも可能とする。

## 7. 利用料金、付帯事業、収支

### (1) 収入

利用料金及び付帯事業等の収入はすべて事業者の収入とする。

### (2) 利用料金

利用料金は以下を参考とし、新潟市と協議の上決定すること。

- ・基本料金（30分以内の利用）：最大200円程度まで
  - ・1日料金（ワンデイパス）：最大2,000円程度まで
- ほか、数時間利用や半日利用、月額会員料金、法人会員制度、学生・シニア利用制度など、複数種類の多様な料金制度を検討すること。
- また、物価・金利変動等に伴い、利用料金の改定が必要となった場合、新潟市と協議の上決定する。

### (3) 利用料金の収受方法

クレジットカードによる決済をはじめとして、多様な決済方法を用意すること。

### (4) 付帯事業

本事業に付帯または本事業から派生する事業を実施する場合は、新潟市と事前協議の上、承認を得ること。(例：ドレスガード広告事業、ネーミングライツ事業など)

### (5) デポジット料金

デポジット料金を徴収する場合は、事業期間の終了等を理由として、利用者が解約を希望する際、利用者の求めに応じ、確実に料金を返金すること。

### (6) 収支

利用料金並びに付帯事業による独立した事業として採算が取れるよう努めること。なお、事業が軌道に乗るまでの支援として、単年度会計とした上で、令和6年度までの期間、損失が生じた場合は、次年度の5月までに新潟市が補填するものとする。ただし、収支報告書が適正であると新潟市が認める場合に限るものとし、補填額は予算の範囲内とする。

## 8. 利用方法等

### (1) 登録等

- ・市内在住者、通勤通学者、来訪者、外国人等、多様な利用者が簡易に利用登録でき、即時利用可能なシステムとすること。
- ・利用者登録は、スマートフォンやパソコンなど、様々な方法で登録を可能とすること。
- ・登録情報の入力は、必要最小限のものとし、登録時の負担を極力軽減すること。
- ・超過料金の徴収や盗難防止のため、連絡先の確認等、利用者特定のための必要な措置を講じること。
- ・新潟市及び事業者は利用者の登録情報や利用状況の確認ができるものとする。

### (2) 貸出・返却

- ・利用者が、どのサイクルポートでも自転車を借りることができ、また、借りたサイクルポートと別のサイクルポートに返却可能なシステムとすること。
- ・サイクルポートは、原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- ・サイクルポート以外で自転車を返却できないシステムとすること。

- ・利用者が各サイクルポートと自らの位置情報及び自転車の配置状況をインターネット上で随時把握できるシステムとすること。
- ・貸出は、パスワード又はICカード、F e l i C a、二次元コード等を用いて短時間で完了するものとし、返却も同様に短時間で行えるものとする。
- ・必要に応じ、請求書、領収書を発行すること。
- ・利用方法は、利用者がわかりやすいものとなるよう工夫すること。なお、自転車及びサイクルポートには、利用方法や事業者の連絡先などを表示し、利用者が施設管理者等に問い合わせることがないように工夫すること。
- ・利用者が、返却後に利用の履歴（利用時間及び支払額等）を確認できるシステムとすること。

### (3) 多言語対応

利用するスマートフォンアプリやWeb上の表記は、日英中韓4か国語の対応を基本とすること。

### (4) 利用方法等の変更

事業者は、事業開始後であっても、本仕様書の要件を満たす範囲において、常に利用者の利便性向上に努めること。また、利便性向上のため利用方法等に変更が生じる場合は、速やかに新潟市に報告すること。

## 9. 施設・機器（自転車、サイクルポート）

### (1) デザイン

自転車及びサイクルポートの駐輪ラックや案内看板等は、まちの景観と調和したデザインとし、全て統一すること。

### (2) 自転車

- ・操作性、安全性、耐久性に優れたものとする。
- ・自転車は、電動アシスト機能付き自転車とし、タイヤサイズ20インチ程度の小径車を使用すること。ギアは3段程度を想定し、両立スタンド、フロントバスケットを搭載すること。また、自転車の位置情報が把握できる機能（GPS）等を搭載し、制動装置（ブレーキ）や警音機を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合した車両を使用すること。
- ・フレームの色（基調カラー）は新潟市と協議の上決定すること。

### (3) サイクルポート

- ・駐輪ラックは、サイクルポート1か所につき10～20台を基本として、当該設置箇所の面積や利用者の需要に応じて、最低でも5台以上設置すること。ただし、一時的に設置するサイクルポートについては、新潟市及び施設管理者等と協議の上、駐輪ラックを設置しないこともできる。

- ・駐輪ラックは、自転車の前輪をはめ込むことができるものを基本とし、設置に際し埋設物等が生じることがなく、設置及び撤去が容易であること。
- ・サイクルポートの名称や利用方法を明示した案内看板等を設置すること。案内看板等への言語表記は、可能な限り日英中韓4か国語とするが、スペースの問題などによってこの限りではない。
- ・利用者や通行人の安全確保のための対策を講じること。
- ・屋外に設置することを基本とすることから、強風時等に転倒することのないような構造とすること。
- ・夜間の視認性を確保すること。
- ・サイクルポートに電源が必要な場合は、事業者が電源を確保すること。

#### (4) 自転車及びサイクルポートの維持管理

利用者の安全確保のため、技術力を持った整備士が定期的に整備を行い、必要に応じて自転車及びサイクルポートの駐輪ラックや案内看板等の入れ替えを行うこと。その際の費用は、事業者が負担する。

#### (5) その他

運営期間中、施設・機器の仕様を変更する場合は、事前に新潟市の承認を得ること。

### 10. 運営方法等

#### (1) 運営体制

事業の運営に当たっては、全体責任者を選任し、事業者の責任において事故・トラブル対応を適切かつ迅速に行える体制を構築すること。また、利用者からの問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、事故等緊急時の対応のため、常時連絡および対応が可能な体制とすること。

なお、重大な事故・トラブル等は新潟市に報告し、対応を協議すること。

#### (2) 運営時間

貸出・返却は原則24時間行えるものとする。ただし、サイクルポート用地の施設管理者等との協議により、貸出・返却時間に制限を設ける必要があると判断される場合は、この限りでない。

#### (3) サービスの休止及び周知

冬季期間においてサービスを実施する場合は、安全上の対策を最大限講じること。休止する場合は、施設・機器の設備を一時的に撤去、もしくは十分に養生処置を施し、安全管理上十分な対応を行うこと。

また、気象警報発令時など自転車の安全な利用に支障を来すと判断する場合においても、上記のとおり安全管理上十分な対応を行うこと。

さらには、公共工事や地域団体のイベント等により一時的にサイクルポートの利

用を停止する必要がある場合は、事業者の負担をもって暫定的に撤去を行うなど、適切に対応すること。ただし、新潟市が主体となるイベント等においては、市担当部署と事業者で協議の上、負担者等を決定する。

なお、冬季期間も含め、サービス休止の際は、スマートフォンアプリやWEBサイト等で、原則サービスを休止する1カ月前までに利用者に周知すること。また、遠隔操作で即時に休止（利用登録や貸出ができない状態）できるようにすること。

#### (4) 自転車の再配置

サイクルポートごとの自転車の台数に偏りが発生した場合には、配置台数を適正にするため、自転車を適切に再配置すること。なお、再配置は道路環境に応じた大きさの車両を使用し、交通法規を遵守するとともに、安全かつ速やかに行えるよう適切な人員を配置すること。また、サイクルポートには常時1台以上自転車が配置され、かつ駐輪ラック数以上に自転車が置かれぬよう努めるとともに、本市が配置台数の是正を指示した場合、速やかに対応すること。

#### (5) 自転車のメンテナンス

利用者の安全確保のため、技術力を持った整備士が定期的に、タイヤの空気圧やギア等の点検、自転車の清掃、メンテナンスを行い、常日頃、利用者にとって満足度の高い設備を整えること。

#### (6) バッテリーの管理

電動アシスト付き自転車のバッテリーについては、遠隔で使用状況を管理できるようにし、充電及び交換を適切に実施すること。

#### (7) 自転車利用時の注意喚起

利用者に対し、電動アシスト機能付き自転車の特性を踏まえた使用上の注意喚起を行うこと。また、自転車が安全に走りやすいルートを周知すること。

#### (8) 乗車用ヘルメットの貸出

乗車用ヘルメットの着用を希望する利用者に対して、貸出を行うことができる体制を整えること。なお、乗車用ヘルメットの調達及び維持管理は事業者が行うこと。

#### (9) 保険の加入

利用者のケガや損害賠償事故（対物・対人）の補償のため、十分な傷害保険及び損害賠償責任保険に加入すること（TSマーク付帯保険のみは不可とする）。

#### (10) 交通法規等の遵守

利用者に対して、交通法規の遵守を徹底させる方策をとること。

#### (11) 防犯対策

自転車の防犯登録を行うこと。また、盗難対策を行うこと。

(12) 放置駐輪対策等

サイクルポートに本事業と関係のない自転車が停められないよう対策を取るとともに、停められていた場合には早急に対応すること。また、美しい景観を保つため、サイクルポート内の自転車の整序及びサイクルポート周辺の定期的な美化清掃を行うこと。

(13) 自転車の放置対応

本事業で使用する自転車が、サイクルポート以外で放置された場合には、速やかに回収すること。また、新潟市自転車等放置防止条例（平成5年新潟市条例第24号）第12条の規定により、事業に使用する自転車が移動・保管された場合の返還手数料は、事業者の負担とする。なお、当該負担を利用者に請求する場合に生じる紛争については、事業者が責任をもって対応すること。

(14) 故障・盗難対応

自転車や駐輪ラック、案内看板等が故障した場合、事業者の責任と負担をもって修復、または新たな設備に入れ替えること。また、万が一、設備が盗難された場合においても、同様の対応を行うこと。

(15) 事務所等の設置

事業の運営を円滑に行うため、再配置作業や緊急対応時等の拠点となる事務所等を市内に設置し、適切な人員を配置すること。

(16) サイクルポートの廃止

事業開始後に、サイクルポートの利用状況の悪化や用途変更、その他用地の管理者からの要望、安全性等の理由により、設置したサイクルポートを撤去する必要性が生じた場合には、新潟市と協議の上対応すること。

(17) サイクルポートの新設

事業開始後、新潟市が公有財産等に新たなサイクルポートの設置を指示した場合は、新潟市と協議の上、速やかにサイクルポートを設置すること。なお、新設に係る費用は新潟市が負担するものとする。

また、事業者は事前に新潟市の承諾を得て、自らの費用負担において、民有地にサイクルポートの新設を行うことも可能とし、その場合の土地管理者等との必要な調整は新潟市と協働で行うこととする。

(18) 災害時の対応

大地震等の災害の発生により、新潟市内の交通インフラが麻痺した場合には、本事業で使用する自転車を災害対応業務等で職員が無償で使用できるよう、マスターカードを貸与し自転車を利用できるようにするなど、新潟市へ協力するものとする。

(19) 利用促進への取組

事業者は、利便性向上のためチラシ、サイクルポート案内地図、専用WEBサイト

を準備するなど、サービスの普及、利用促進に向け、積極的に広報、周知活動を実施すること。また、新潟市及び地域団体、並びに市内企業と連携してイベント等をタイアップし、地域活性化に資するとともに、本事業の利用者が増加する仕組みづくりに取り組んでいくこと。

(20) 市内事業者の活用

事業の運営に当たっては、市内に本店又は営業所等を有する事業者の優先的かつ積極的な活用に努めること。

(21) 既存シェアサイクル事業との調整

新潟市内において、既にシェアサイクル事業「にいがたレンタサイクル」が民間事業者により実施されていることから、サービスの重複、棲み分けなどについて、実施団体と調整を行うこと。

(22) 利用データ等の収集及び保管

事業者は、利用状況（登録者数、利用者数）、再配置状況、移動データ（GPSデータ）、収支状況、その他新潟市と協議の上決定した事業運営に係るデータを収集、整理し、事業者において厳重に保管すること。また、新潟市の求めに応じてデータを提供すること。

(23) 利用者アンケート

事業者は、新潟市の要請に対し、利用者の満足度や交通行動の変化等に関するアンケート調査を実施し、終了後速やかに調査結果を新潟市に報告すること。費用は原則、別途新潟市が負担するものとする。調査内容及び実施日等については、新潟市と協議の上決定する。また、アンケート調査結果を基に、新潟市に対し本事業の見直し等に係る提案をすることも可能とする。

(24) GPS等を活用した利用実態調査

事業者は、新潟市の要請に対し、利用者の属性情報、利用情報、位置情報などを精密に収集し、それぞれの情報を複合的に集計し、移動経路、滞留箇所、移動速度を図示したマップを作成するなどの分析を行い、傾向、課題、改善策等をまとめ、新潟市に報告すること。費用は原則、別途新潟市が負担するものとする。

また、「複合的に集計」とは、以下のようなものを指し、詳細については別途新潟市と協議して決定する。

- 例) ・市内在住者かつ月額会員登録者の移動経路図
- ・年代別の会員登録者の滞留箇所図
- ・利用時間帯別の移動速度図 など

(25) MaaS等新たなモビリティサービスとの連携

MaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）やスマートシティ、ほか新たなモビリティサービスと積極的に連携を図ること。

(26) 責任分担



責任分担は、別表2リスク分担表のとおりとする。

(27) 原状回復

営業期間終了後は、原則として事業の運営のために設置した施設・機器を事業者の負担で撤去し、原状回復を行うこと。ただし、撤去及び原状回復の必要がないと新潟市が認める場合は、この限りでない。

(28) 事業計画、結果報告

事業者は、本事業開始時までには事業計画書ならびに収支計画書を提出すること。また、本事業の実施結果に係る報告書を下表のとおり新潟市に提出すること。なお、計画書ならびに報告内容に関する質問には、資料提供も含め誠実に対応すること。また、成果の提供に当たっては、関係法令等を遵守の上行い、個人を特定する情報まで提供する必要はない。

報告書	提出時期	内容
事業計画書 収支計画書	事業開始時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業概要</li> <li>・ 実施体制</li> <li>・ 実施スケジュール</li> <li>・ 収支計画 など</li> </ul>
月例報告書	翌月10日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用状況報告</li> <li>・ 再配置等維持管理記録</li> <li>・ 苦情等対応記録</li> </ul>
年次報告書	各年度終了から30日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用状況報告</li> <li>・ 収支報告</li> <li>・ 再配置等維持管理記録</li> <li>・ 課題分析、事業提案等</li> </ul>
事業完了報告書	契約期間満了日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用状況総括</li> </ul>

(29) 本仕様書と新潟市「にいがた2kmシェアサイクル」導入及び運営事業公募型プロポーザルに係る事業提案書との関係

- ・ 本事業の実施に当たっては、本仕様書に示す事項のほか、新潟市「にいがた2kmシェアサイクル」導入及び運営事業公募型プロポーザルにおいて、事業者が提出した事業提案書（以下「事業提案書」という。）に記載された内容を履行するものとする。
- ・ 本仕様書に事業提案書と異なる記載がある場合は、原則、本仕様書の記載が優先するものとする。

(30) その他重要事項

1) 個人情報

利用者の個人情報は、法令等に基づき適正に管理すること。

2) 再委託等

事業者は本事業の全部または大部分を一括して第三者に委託し、又は受託させてはならない。ただし、本事業の協力事業者としてあらかじめ新潟市の承認を得た場合は、本事業の一部を第三者に委託し、受託させることができる。

3) 善管注意義務

事業者は善良なる管理者の注意をもって、本事業を実施すること。

4) 運用マニュアルの作成

事業者は、「新潟市「にいがた2kmシェアサイクル」運用マニュアル」（以下「運用マニュアル」という。）を、営業期間の開始までに作成し、新潟市及び事業者がそれぞれ1冊ずつ保有するものとする。運用マニュアルの内訳は、別表3に示すものとする。なお、運用マニュアルの内容に変更が生じる場合は、速やかに該当箇所の差し替えを行うこと。

5) その他

本仕様書に記載のない事項その他事業の履行上必要な事項については、新潟市と事業者で協議の上決定すること。

別表1 施設・機器の導入

令和4年度における施設・機器（電動アシスト付き自転車150台、サイクルポート30箇所）の導入に関して、新潟市が求める項目は次のとおりである。詳細については、9. 施設、器材（自転車、駐輪機器等）に記載のとおりとする。

No.	項目	数量	単位
1	電動アシスト付自転車（GPS機能付）	150	台
2	予備バッテリー	100	個
3	充電器	100	個
4	駐輪ラック	300	個
5	サイクルポート案内看板	30	個
6	ビーコン	30	個
7	システム設計	一式	
8	運搬費	一式	
9	ほか必要経費（計上する場合は詳細を示すこと）	一式	

別表2 リスク分担表

既述の費用負担のほか、新潟市と事業者のリスク分担の基本的な考え方は次のとおりとする。

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		
			市	事業者	
共通	事業全体	仕様書	仕様書の誤り・変更	○	
		事業中止	中止による費用・損失	△ <sup>※2</sup>	△ <sup>※2</sup>
		資金調達	必要な資金の確保		○
		物価・金利変動	物価・金利変動に起因する費用増加	△ <sup>※3</sup>	△ <sup>※3</sup>
		不可抗力	戦争、放射能、テロ、天災の被害に対する費用増加	△ <sup>※3</sup>	△ <sup>※3</sup>
		ポート設置	市有財産にポートを設置したことに関する要望・苦情等	○	
実施段階	施設・機器	不適合	性能不適合、施設・機器等の瑕疵		○
		損傷	第三者による施設・機器等の損傷		○

	事業運営	改修	改修工事実施及び費用負担		○
		需要	利用者の減少等による減収		○
		事故等	事故・トラブル等の対応		○
		第三者賠償	第三者へ損害を与えた場合の賠償責任		○
		情報漏洩	個人情報等の漏洩・損失等に係る対応		○

※2 事業中止の原因者が費用を負担することを基本とする。

※3 新潟市と事業者協議の上、予算の範囲内において原則新潟市が負担する。

### 別表3 運用マニュアルの内訳

事業者が新潟市へ提出する運用マニュアルに記載する項目は次のとおりとする。これに加え、事業者は運用に関し必要な事項を記載することとする。

項目	内容	様式
サイクルポート総括表	サイクルポートの名称、施設名、駐輪ラック数、標準自転車配置数、稼働時間等	様式1-1 様式1-2
サイクルポート台帳	すべてのサイクルポートについて、所在地、位置図、平面図、外観写真等	様式2
スマートフォンアプリ構成概要	本事業に使用するアプリの構成、表示画面及び画面の遷移等の概要	任意
WEBサイト構成概要	本事業に使用するWEBサイトの構成、表示画面及び画面の遷移等の概要	任意
自転車仕様書	本事業に使用する自転車の規格、性能等	様式3
サイクルポート施設・器機仕様書	本事業に使用する駐輪ラック、ビーコン、案内看板等の規格、性能、図面等	様式4
運営体制総括表	全体責任者、運営組織体系図等	様式5
構成員一覧表	構成員（協力事業者）の役割、責任者等	様式6
運用休止基準	気象警報発令時等、運用を一時的に休止する際の基準	任意
応対マニュアル	電話応対、事故等緊急時対応のマニュアル	任意
保険等概要書	加入する傷害保険、賠償責任保険等の概要、補償額等	任意
付帯事業概要書	付帯事業の概要	様式7

(様式1-1) サイクルポート総括表 (常設ポート)

作成日 年 月 日

番号	サイクルポートの名称	施設名	駐輪 ラック数	自転車 配置数	稼働時間
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	

合計	台	台	
----	---	---	--

(様式 1-2) サイクルポート総括表 (イベント時等臨時ポート)

作成日                      年                      月                      日

番号	サイクルポートの名称	施設名	駐輪 ラック数	自転車 配置数	稼働期 間、時間
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	
			台	台	

合計	台	台	
----	---	---	--

(様式2) サイクルポート台帳

作成日                      年                      月                      日

番号	名称	所在地	
備考			
<位置図>          		<外観写真>          	
<平面図> 平面図の作成が困難な場合、敷地内のポート設置範囲を図示したもの          			

--

平面図には占有面積を記入すること

**(様式3) 自転車仕様書**

作成日                      年                      月                      日

商品名		タイヤサイズ	(前)	インチ	(後)	インチ
メーカー		BAAマーク		有・無		
バッテリー1充電あたり走行距離		km	耐用年数	年	重量	kg
その他特徴						

自転車の右側面、左側面、車載端末機の写真を以下に貼付



(様式4) サイクルポート施設・機器仕様書

作成日 年 月 日

項目	駐輪ラック	ビーコン	案内看板
1基あたり重量			
主たる部分の色			
耐用年数			

断面図、立面図、平面図を以下に貼付

(様式5) 運営体制総括表

作成日 年 月 日

運営拠点		所在地			
総括責任者		電話		FAX	
<組織体系 (役割・人員数まで記入) >					

--

(様式6) 構成員一覧表

作成日                      年                      月                      日

①	事業者名			
	所在地			
	代表者名			
	担当部署			
	電話番号		FAX番号	
	本事業中の役割			

②	事業者名			
	所在地			
	代表者名			
	担当部署			
	電話番号		FAX番号	
	本事業中の役割			

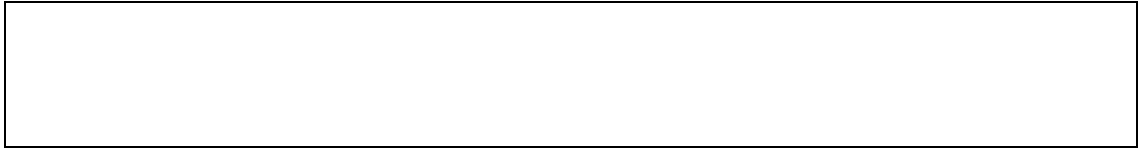
③	事業者名			
	所在地			
	代表者名			
	担当部署			
	電話番号		FAX番号	
	本事業中の役割			

④	事業者名			
	所在地			
	代表者名			
	担当部署			
	電話番号		FAX番号	
	本事業中の役割			

(様式7) 付帯事業概要書

作成日 年 月 日

事業名	
実施期間	
事業の目的、エリア、スキーム、利用料金等	



パンフレット等を作成する場合は1部添付すること

